

第3回 産業構造審議会 商務流通情報分科会 次世代半導体等小委員会

■ 日時：令和7年6月3日(火) 13時00分～15時00分

■ 場所：経済産業省別館7階 730-G会議室及び Teams

■ 出席者：

【委員】大橋委員長、財満委員、黒部委員、森委員、家森委員、滝澤委員、引頭委員

【経産省】野原局長、奥家審議官、神崎課長、清水室長 他

【オブザーバー】IPA 清水理事

○清水室長 定刻より少し前の時間となりますけれども、御出席者の皆様、そろわれたと思いますので、これから第3回次世代半導体等小委員会を開会いたします。

経済産業省の情報産業課でデバイス半導体戦略室長をしています清水です。よろしくお願いします。委員の皆様におかれては、御多忙の中、御出席ありがとうございます。

それでは、初めに、本日の委員の御出席について確認をさせていただきます。対面での御参加が東大の大橋委員長、東京ガス株式会社・引頭委員、東京都立産業技術研究センターの黒部委員、名城大学の財満委員、日本産業パートナーズの森委員、神戸大学経済経営研究所の家森委員となっております。また、リモートで学習院大学経済学部の滝澤委員に御出席いただいております。

そして、オブザーバーとして、今回から情報処理推進機構の清水理事にも御参加いただいております。ここで、清水理事から簡単に一言御挨拶いただければと思います。よろしくお願いします。

○IPA清水理事（オブザーバー） ただいま御紹介にあずかりました、独立行政法人情報処理推進機構IPAで理事を務めます清水と申します。本日からオブザーバーということで参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

IPAにつきましては、広く情報技術の普及と発展を促進するという使命の下で、といっても、相当範囲も広がっておりまして、デジタル基盤の整備、AIセーフティー等の業務も含めまして、そうしたデジタル基盤の整備でありますとか、社会のDX対応全般、それからサイバーセキュリティ、デジタルIT人材の育成等を担ってございますが、もともとソフトウェア事業の振興の事業なども行っておりましたので、今回こうした半導体、ハードの支援ということにつきましても大役を担うことになった次第でございます。

4月1日付で金融支援という新しい業務に対応した体制を整えてございますが、施行は8月の頃になろうかと思いますので、それまでの間、我々もしっかりと体制を整えて、またこちらでの御議論等における指針等をいただきながら、しっかりとした対応してまいりたいと思っております。

特に、採択される事業者の民間経営の自律性を尊重しながらも、リードインベスターとなることが予定されているということでございますので、こうした責任、それから、これほど国費が投じられるということでございますので、国民、国への説明を含めた受託者の責任というものもしっかり務めてまいる次第でございます。

こうした実効的なガバナンスの在り方、こうした中に役割をいただきましたので、こちらでの御指導をいただきながら、しっかりと我々も対応していきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○清水室長 清水理事、ありがとうございます。

それでは、本日の議論については、議事のウェブでの中継は行いませんが、後日皆様に御確認いただいた上で、この議事要旨を公開させていただく予定となっております。

本日の議題は、改正情促法等の施行・運用に向けた制度設計についてでございます。配付資料については、資料一覧のとおりとなっております。

それでは、以降の議事進行は大橋委員長にお願いいたします。

○大橋委員長 改めまして、皆さん、こんにちは、本日も大変お忙しいところを御参集いただきまして、ありがとうございます。

それでは、議事のほうに早速入っていききたいと思います。本日の議事の進め方ですが、まず事務局から配付資料、お手元資料3の御説明をいただきます。その後に委員の皆様方からコメントをいただいて、最後、議決まで移りたいということでございます。

いつものことながら、自由闊達な意見交換ができればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず事務局より御説明をいただければと思います。

○清水室長 ありがとうございます。それでは、事務局から資料3について御説明させていただきます。お手元を御覧いただければと思います。

まず、次のページですが、先月、おかげさまで情促法の改正法案が成立いたしました。指定高速情報処理用半導体に対する支援とデータセンターに関する支援、人材に関する支援、そしてその必要な財源の確保についてを柱とした改正案が成立いたしました。

これから8月の中旬に向けて、その詳細なルールを定めていくということが必要になっておりまして、本日は、特にこの指定高速情報処理用半導体に関する支援についての詳細なルール、政令、省令、告示などについての御議論をいただければと考えております。

ページをおめくりいただきまして、次のページ、指定高速情報処理用半導体の公募・選定制度の概要となっております。

まず、左上の①ですけれども、指定高速情報処理用半導体とは何かというところです。これをまず指定する必要があるございまして、その上で、次に行おうとしている事業者の公募・選定に関して、その公募・選定の判断をするための基準を先生方に御議論いただく、意見を出していただく、その判定をするときの基準についても定める必要があるという状況でございます。

また、左下を御覧いただければと思います。監督・モニタリングとありますけれども、これについても定例的に経済産業大臣が事業者に報告を求めることになるわけですが、これについてもどうしていくべきかというところの議論をさせていただきたいと考えております。

次のページです。ここから法律の成立に当たって、衆議院、参議院それぞれから決議された内容についての御説明になっております。資料を事前に御覧いただいていると思いますので、詳しい説明は省略させていただきますけれども、例えば四です。民間と政府の出資のバランスを考慮すべき。これは、念頭には政府ばかりが突っ込んで出資をするべきではないのではないかという問題意識などが指摘されていたといったことが規定されておりましたり、あと5番目です。出資の対価として政府が取得する株式について、経営判断の迅速性等に配慮しつつ、適切なガバナンスが発揮されるようにすることと、民間からの資金調達を促進するとともに、政府としても適正なリターンが確保できるような設計とすべきという決議がなされております。

次のページをお願いします。六番の真ん中辺りにありますけれども、この事業の進捗状況について、政府は責任を持って把握・検証を行って、一番下ですが、国会に報告をするとともに公表する。特に、量産開始までの間、三月に一回をめぐりに国会に報告するようにという決議がなされておりましたり、あと八番です。量産準備支援の判断について、選定事業者の次世代半導体の試作や量産の状況などなど、あるいは民間からの追加出資の状況とか販路開拓の状況といったものを踏まえて行うべきであるということ。そして、その財務状況等の国民への情報開示をちゃんとするように事業者に指導することが定められてお

ります。

次のページ以降も、様々な自治体との連携とか地域経済への波及への配慮とか、そういったことが記載されておりまして、さらに次のページ以降の、参議院の審議の中での附帯決議でも同様のことが規定されております。

その上で 10 ページですけれども、では何をこれから詳細ルールとして規定しなくてはいけないのかというのをリスト化したのがこちらになっております。政令、省令、告示と縦軸にございまして、縦軸の上から順番に、指定することができる。つまり、支援の対象となるような半導体の種類をまず定めるべきであるということ。それから、国立研究開発法人であって指定高速情報処理用半導体に係る施設又は設備を所有し、又は所有することが見込まれる。これは、ラピダスを念頭に置いている設備の現物出資をすることが想定される研究開発法人とは何かというのを指定する規定になっております。

それから、3つ目です。劣後債や劣後融資とは具体的に何か。そして、事業者による定期報告というのはどれくらいの頻度でやったらいいのかというのがあります。

こちら、それぞれ右側に内容というのを記載してございます。こちらについてぜひ御覧いただいて、本日決議いただければと思っておりますけれども、まず政令については、指定することができる半導体の種類はロジック半導体とメモリ半導体であると。これは我々、先端半導体としているものが、まさにほかの 5 G 促進法などで支援の対象として指定しているものがこのロジック半導体とメモリ半導体でございまして、これが外縁としては適切なのではないかと考えております。

それから、2つ目は、現にラピダスへの委託事業を行っている機関として N E D O が適切なのではないかと考えております。

劣後債と劣後融資については、その提起のとおりのようなものでありますけれども、元利金の支払いについて劣後的内容を有する特約が付された融資である、あるいは債券であるということだと思っております。

4つ目です。定期報告の頻度でございます。これが基本的には四半期に 1 度、各期末から三月以内に定期報告ということが通常のビジネス慣習を考えても適切なのではないかと考えておりまして、こちらは御確認いただければと思っております。

その上で、下の告示の部分について、指定高速情報処理用半導体の指定と公募の実施に関する指針ということで、これについて、本日ぜひ御議論をいただければと思っております。

次のページでございます。まず、指定半導体ですけれども、これは政令で先ほどロジッ

ク半導体とメモリ半導体と定めるということを申し上げましたが、その上で、ここの告示のところで、今回支援を想定しております2ナノ以下のロジック半導体というのを指定するのが適切なのではないかと考えております。

そして、次のページです。これは法律の条文上、審査基準、評価基準はどういうものを定めるべきかと書いてあるところの条文の抜粋になっておりますが、概要を申し上げますと、柱書きに書いておりますとおり、この指針で①とありますが、公募の対象となる半導体、そして審査基準、評価基準、公募期間についてを規定するということが想定されております。

おめくりいただいて、次のページ、審査基準と評価基準についての条文が表示されていると思いますけれども、上半分のところは審査基準でございます。審査基準に適合しているかどうかを確認した上で選定を行うということがまず規定されております。

第2項に、基準に適合していると認められるときであって、複数の候補が出てきたときに、評価の基準に従って評価を行うということを書いております。言い換えると、まず審査基準というものがあって、それは必ずどの事業者も満たしていないと選定を受けることができないというもの。審査基準を満たしていることが確認された上で、複数候補がいるときに、この評価基準に従って優劣を決める、どれを選定するか決めるというプロセス、構造になっているということでございます。

その上で、最後の14ページです。我々、計画の記載事項として、審査基準、あるいは評価基準を定めるべきと考えられるような要素、項目について、案としてこのような形でまとめさせていただきました。これについて本日、御議論いただければと考えておりますけれども、上から簡単に申し上げますと、技術開発面で生産開始時期、例えば今、政府の閣議決定では、2ナノのロジック半導体について、2020年代後半を目指して立ち上げるというようになっておりますので、例えばそういったところがイメージになってくるのかなと思っております。

それから、2点目は技術的基礎です。そして、今後の技術開発、これがしっかりしているということです。

3つ目、技術流出防止です。せっかく国内でやっても流出しては意味がないという考えで、このようにしております。

事業面の一番上が事業戦略。競合との差別化、顧客確保の見通しができているかどうか。そして2つ目が、製造装置・原材料確保とあります。基本的に製造を継続的に行っていく、

開発を継続的に進めていくことができるような、調達ができる体制を整えているのかということだと思っております。そして人材確保です。これも同じ観点です。

財務・ガバナンス面です。財務情報、バランスシートなどなど財務三表を見て、リスクシナリオが想定される項目については、それについてきちんと規定されているか、きちんとバッファがあるか、きちんと成り立つ計画になっているのかというところ。あるいは、そもそも政府の支援を必要としているのかとか、そういう事業者なのかというところも、こういったところで見ていく必要があるのではないかという考えのもと、このようにしております。

それから、2つ目、資金調達です。特に民間からの資金上達の状況、めどが立っているかどうかなどなど計画があるかといったところを見る必要があるというのと、3つ目が株式設計となっております。これは、政府なり民間企業が持つ株式についてどのように設計するのか、きちんとしたガバナンスが確保できているのか。確保できる見込みがあるのかというところもそうですし、そもそもこの企業自体のコーポレートガバナンスがしっかりしているかどうかというところも、もしかしたらここに入ってくるのかもしれない。

そして、最後にその他とありまして、国や自治体とのインフラ整備とか、人材育成とか、そういった点で連携ができていますかどうかですとか、2番目の地域経済活性化にちゃんと貢献する形になっているかどうか。

その他、最後のところです。公募参加資格、反社でない、匿流でない、そういった最低限の満たすべき事項を項目として定めて、それを満たした事業者のみを選定するという形にするのではないかと考えております。

その上で一番下、それぞれの項目について、きちんとレジリエンスのある計画になっているかどうか、半導体は動きが非常に早い、そして大きな業界でもありますので、それを想定した上で、ちゃんとバッファのある計画になっているか、何かリスクが起きたときに対応できる計画になっているかというところも見ることになるのかなと考えております。

資料3の説明は以上になります。

○大橋委員長 ありがとうございます。本日は、今事務局から御説明いただいた内容を含めて幅広く御意見をいただいて、その上で議決するところに行きたいと思っております。私の理解を確認させていただきますけれども、指定高速情報処理用半導体の定義も含めて、10 ページの告示の規定事項を固めたいということと、公募の要綱である 14 ページ目、審査基準と評価基準の項目ですが、この2つが議決の事項だという

ことですか。

○清水室長　議決は、事務局として想定しておりますのが、政令と省令、こちらの議決をまずいただきたいと考えておりまして、その上で告示の部分はぜひ御議論いただいて、今回項目案だけ提示させていただいておりますけれども、委員の皆様方の意見を踏まえて、これをさらに詳細化、具体的な基準の案をつくりまして、それをまた次回、決議していただくことができたらと考えております。

○大橋委員長　ということでございまして、ぜひいろいろな観点から御意見をいただければと思います。

会場の方は挙手なり、名札を立ててもらいなりして教えていただければ指名します。Teamsの方は、挙手機能でお知らせいただければ、私から指名させていただきます。それでは、いかがでしょうか。森委員、お願いします。

○森委員　先ほどの10ページと11ページの指定することができる半導体の種類というところで、11ページを見ますと、メモリとロジックとなっていますけれども、その下に、まずは2ナノ以下のロジック半導体を指定することを想定と書いてあるのですが、最初の公募では、2ナノ以下のロジック半導体に限定して募集をするという意味ですか。

○清水室長　はい、事務局としてはそれを想定しています。

○森委員　それは、その上の「メモリとロジック」という文言との関係は。

○清水室長　ロジック半導体とメモリ半導体と広く指定しておりますのが、まずこの制度、政令と省令は、政令であれば、例えば閣議決定をして定めるという重い手続を踏んで決定する事項ですので、それなりに広く指定する必要があるって、その上で告示のところで指定するところというのは、その状況に合わせて担当省庁がその場その場で判断して、柔軟に見直しを行うことができるという違いがあると考えております。

それに基づいて考えたときに、政令で指定する、そもそもこの制度で支援の可能性があると考え外縁を定めた上で、次に告示で、次に目の前の支援、公募を行う、半導体の種類を指定するという形になっておりますが、この制度自体の対象とするのは、ロジック半導体、メモリ半導体、その他AIなどで高速情報処理に用いられるものを広く指定したほうがよいのではないかと考えまして、このような構造とさせていただいています。

○森委員　ロジックもメモリもというのが適切だと思うのですが、その下で、いきなり2ナノ以下のロジック半導体とやっぺてしまいますと、最初からラピダスだけを対象にした仕組みですということをアナウンスしているような文言になってしまうので、それ

はいかなものかという感じで、結局、データセンターとか、その辺のソリューション全体を考えると、2ナノのロジック半導体も要るかもしれませんが、その周りのメモリを国内でちゃんと供給できるようにしなくていいのかとか、インターフェースの部分をどうするのかとか、ロジック半導体の中にも、例えば消費電力を下げるために混載のメモリを開発して搭載しなければいけないかもしれないとか、2ナノ以下のロジック半導体というのを今回の公募にあたって無理にここで指定する必要があるのか、というのを疑問に思った次第です。

○清水室長 ありがとうございます。おっしゃる点はごもっともだと思います。

今回、そういう意味では、この告示で指定するものがまさに公募しようとしている支援の予算を既に一部、2ナノのロジック半導体を念頭に当初予算で確保されているものがございますけれども、そういった財源上の基礎もありつつ、背景もありつつ、実際に公募する予定のものをまずここで指定するという構造になっていまして、今おっしゃっていただいたように、メモリも将来的には可能性としてあるかと思っておりますし、まさにメモリ用に載せているロジック半導体であったり、あるいは全体のチップのものだったり、いろいろな形の支援対象はあり得ると思っておりますが、現在、政府内、部内で、具体的に念頭に置かれているのは2ナノ以下のロジック半導体になっていますので、まずそれを指定するというのが一案なのかなということで……

○奥家審議官 多様な半導体が1つの固まりになって展開したり、メモリとか、インターポーザーも今後のことを考えて開発していかないといけないのは御指摘のとおりです。一方で、この法律で立てつけてあるのは、特に重要なものに対して集中的な支援を行う、出資も行う、そういった、ある種、特別な支援のスキームによって立ち上げていかないといけないものは何かというような構造になっております。

したがって、対象としての半導体というものは一定程度広くはとりつつ、特に国が出資してまで、IPAがその管理をして、その事業体を見ながらその部分を、その企業自体を推すことである特定の半導体の供給力を確保しなければいけないものを指定している構造になっていまして、御指摘いただいたメモリのところ、HBMであるとか、そういったものは、そのほかの半導体については、5G法しかり、幾つかの法律とか幾つかの支援スキームを使ってその他の半導体の供給力確保の施策は打ってあるので、全体としては、まさにおっしゃっていただいたような支援体制を組みつつ、ある特定の支援スキームを活用するのはどれなのかということをこちらで指定させていただいていると御理解いただきました。

いと思います。

したがいまして、予算規模もここはすごく大きいですし、法律のスキーム自体は、ちょっとテクニカルな言い方になりますけれども、普通は認定という言い方をして支援対象を決めるわけですが、認定だと複数存在するイメージになるので、この法律では、選定という言葉を使っていまして、国会答弁でもこう答えていますけれども、特定の事業者にも最もふさわしい事業者に対して、集中的に支援を行うという意味で、認定ではなくて、選定という言葉を使って法律上のスキームを組んである、こういうものと御理解をいただきたいと思います。

○森委員　これですとラピダス決め打ちで、ほかの人は募集がないだろうという感じに見受けられてしまうのですけれども、一旦募集を受けた上で、結果的にラピダスですというのだったら公平性が担保されると思うのですが。

この制度設計全体がロジック半導体に集中した法令だったらいいのですけれども、全体は広くて、募集は結局ラピダスしか応募できないような制限がかかっているというのが、外から見ると、最初からラピダス支援法案にしておけばいいのではないですか？に見えるように感じられるのではないかと思います。

○奥家審議官　テクニカルにいうと、応募ができる社としては、2ナノところでやったときには、日本に建設するつもりはないと思いますけれども、例えばTSMCが手を挙げることは可能ですし、そこは手を挙げてくる可能性がないとは言えない。そのときに、もし本当に手を挙げてきて、工場の建設計画とかが本当にあるのであれば、それはプロセスに載せないといけなくなるかもしれない。

○野原局長　ラピダス以外のほかの分野のメモリの半導体とかというのは将来的な課題でありまして、将来出てくれば予算措置をして、指針を設けて公募することはあり得るといふ法的な構成にはなっております。

○清水室長　1点だけ、蛇足かもしれませんが。まず、スタート時点として、2ナノ以細のロジック半導体以外を除外はしていませんが、この法律、制度をつくった最初のスタート地点として、2ナノ以細のロジック半導体の生産拠点を日本国内につくることは非常に大事だよねというのがスタート地点としてありまして、その研究開発支援も大規模にやっていたし、それをまず対象として大規模支援もやってきたし、この特別な出資をする支援スキームというのもつくるべきではないかという議論があったと。

ラピダス以外も除外していませんので、ラピダス決め打ちということではないという形

をとれていると思いますけれども、2ナノ以下のロジック半導体の需要というのは、この議論の最初のスタート時点からあったと。ただ、それ以外にも将来的にはメモリなどもあるので、政令ではメモリも含めた形で規定をするのがいいのではないかと考えているという形です。

○大橋委員長　それでは、引頭委員、今の件。

○引頭委員　今の件で1点だけ確認したいことがあります。支援事業者候補の一つであるラピダスは、ファンドリーですね。つまり、ファンドリーが作るチップの基本的な設計は顧客側と理解しております。現在の半導体区分ではロジック半導体とメモリ半導体という形になっていますが、場合によっては、1枚のウエハー上で両方が形成される可能性もあると推察しております。先ほどのインターポザーを活用したチップセットとして作っていくということではなく、ということです。

仮に、将来そのような世界が来た際に、将来ロジック半導体を支援対象にしていたものが、実はメモリもウエハーに形成されていたということになると問題があるのではと大変心配次第です。ロジック半導体なるものなのか、範囲を超えた場合どうなるのかということについて、今日でなくていいですが、整理しておく必要があると思います。技術は日進月歩なので、想定していた以上の技術革新が起こる可能性があるのではと思いましたので、その点を考慮する必要があるのではと思いました。○奥家審議官　ありがとうございます。すぐれて、そういった形で新しい対象を供給する主体を日本国内に確保しないといけないという事態になっていて、それに対する予算措置を準備できたときには、そういった形で追加をする形にはなっていくと思います。

この法律がちょっと分かりにくいのであれなのですが、ある特定の定義を置いた半導体をつくりますと。供給体制を整えますという事業者が、公募に応じて、それを日本国内で今つけれない、供給がされていない、重要である、民間だけでやるのは難しいという定義に引っかかった場合には、そこを通して集中的な支援を行うことになります。

したがって、今の時点のものに対して公募をかけて、選定して支援することになる。新しい技術的な体系が出てきて、新しいものを射程に入れるというときには、また改めて公募をかける形になります。

○引頭委員　もちろんそのことは重々分かっています。そうではなくて、今回支援する設備を使って製造された1つのウエハーの中にメモリとロジックの両方が形成された半導体ができてしまった場合どうしますかということなので、それはちゃんと定義があったほ

うがいいということでございます。

○清水室長　ありがとうございます。そういう意味では、奥家から申し上げたとおりであって、その上で、例えば今まさにラピダスさんを念頭に置いている。そのラピダスさんがつくるものというのが、2ナノ以下のロジック半導体のチップだけなのかといいますと、それだけではなくて、それを中核としたチップレットをつくれるように、先端パッケージの部分もまさに設備投資をして、研究開発を行っておりますし、それも対象になってまいります。

それについてどう指定するべきかということ、そこも支援の対象になっているのに、こういう規定の仕方でのよいのかということだと思いますが、違いますか。

○引頭委員　違います。チップレットとかそれは別物なので、パッケージのところで実装するので、それは全然問題ないと思いますが、前工程でそうした事象が起きた場合はどうかということです。

○奥家審議官　ウエハー上に全部焼いたりとか、そういったものが出てきますよねとおっしゃっていると理解します。そのときに、ここに高速半導体の指定をしたものからずれたと認識して支援を止めるのかということ、そういうわけではないものですから。

○引頭委員　もちろん支援を止めることはないと思いますが、何かそうして事態においても読めるような手当が必要ではないかということです。反対ではなくて、適用できるようにするということです。

○大橋委員長　私の理解は、計画は提出させているので、その計画に書かれたものを選定するなり、認定するわけだから計画に書いてあればということだと思います。

○引頭委員　ですので、その時点ということですよね。提出時点の計画ということですよ。

○野原局長　計画自体は後で改定ができますので、そういう意味では、変更があるということであれば変更で出してもらって、それで変更点について了承すれば、それでやれるということではないかと思います。

○森委員　2ナノのロジック半導体がベースだとして、その中に例えばMRAMとか、低消費電力化のためにシリコンではない材料を入れて、メモリ機能の混載もしたいと思っております。その為に新たに必要な固有設備が発生したとします。そのときに、それは2ナノ半導体の中の1つバリエーション、つまり付加機能なので別に問題ないです、ということであればいいのですけれども、厳密な意味のロジック半導体ではありません、メモリ

混載チップですというときにどうなるか、になります。

なので、今回、ロジックとメモリを種類に入れているというのは、この前、金指さんから説明を受けたときに、良い考え方だと思いました。しかしながら、下に行くと、いきなりロジック半導体だけ、と書いてあるので、あれ？ということなので、別に募集の段階では広い定義で募集して、募集結果を見て判断すればいいだけで、現時点で、それに対して選定を受けようとする事業者から問題になるような提案が出てくるようには思えないと思った次第です。

○清水室長 ありがとうございます。いただいた御指摘の趣旨、よく分かりました。理解いたしましたので。例えば、ラピダスが行っている研究開発も2ナノ、一切のロジック半導体だけでなく、それとメモリなどを混載してつくるチップレット、チップモジュールなど、その技術自体も研究開発しておりますし、それ自体も2ナノ以下の高速情報処理のための重要なチップということで、支援の対象としてきているところでございますし、この制度を使つての支援の対象にも、それは入ってき得るものだと思いますので、その書き方については、主たるところは、2ナノ以下のロジック半導体というところになってくると思うのです。

○森委員 それは異論ないのですけれども、一番下のは余計な一文ではないかなと。

○清水室長 ちょっと検討させていただいて、中で議論させていただきます。ありがとうございます。

それから、告示の部分です。政令の部分、ロジック半導体、メモリ半導体と指定した上で、その次の告示の部分で2ナノ以下のロジック半導体を指定するという、その部分についてちょっと検討を……

○森委員 多分、巨額の支援を公募で選定もしますとアナウンスして募集するときに、どういう文言で募集したかというのは、後で結構重要な要素にならないか、と思った次第です。

○清水室長 そうですね。ありがとうございます。

○大橋委員長 よろしいですか。どうぞ。

○財満委員 実は私の質問も全く同じだったのですが、今のお話で、チップレット技術は、この支援の範囲に入るのかどうかというのをもうちょっと明確にしておく必要があるかなと思いました。

○清水室長 ありがとうございます。まさに同じ論点かなと思います。事務局でも検討

させていただきます。ありがとうございます。

○奥家審議官 先ほど言っていたように、ウエハー上に全部ワンセットで製造できるような技術を確保することで、その日本国内で供給する必要があるこのチップを供給できる体制を維持していくのか、そのような観点で見ていくことになりますので、これは計画でそこを見ていくことになるということです。

いずれにしろ、このチップが供給されることを確保しないといけないというのが一番のポイントなので、それを確保していくための事業戦略としてもきちっとしたものなのかどうか。それは後工程もセットであれば、当然のことながら競争力はさらに強くなりますし、そのような観点で計画を認定していくことになるので、それに対して私たちは出資をするなり、債務保証を打つなりという形で事業の下支えをしっかりとやっていくという構成になっています。

○財満委員 分かりました。そうすると、ロジック半導体と言われたときにイメージするものは、必ずしも人によって同じではないということがありますので、その辺、読み間違いがないような表現にしていいただければと思います。

○大橋委員長 ありがとうございます。今のでおおむね片づいたという形でよろしいですか。

○財満委員 よく検討していただいたほうがいいのかと。

○大橋委員長 引頭委員がおっしゃっているのは、ちょっと違っているという認識ではいるのですけれども。

○引頭委員 ありがとうございます。2ナノコアとしたチップレットなどについては、当然認定範囲ですよ。ですが、そうではなく、そのチップそのもののの中にメモリとロジックが両方あったときにどうするのですかという質問でございました。

○黒部委員 例えば、ロジック・イン・メモリというのが最近はやりで、それはロジック半導体かと。

○引頭委員 現在はそうかもしれません。ですが、今後の様々な技術革新を見据えて、例えば、コアで定義するなど、何か定義等を考える必要はあるのではないかと思います。

○清水室長 ありがとうございます。メモリと混載していたものもつくる事業も視野の対象に入ってくると思っております。

○森委員 例えば、2ナノメートル以下の微細加工技術を用いる半導体とかにしておけばいいのではないですか。

○清水室長　そうですね。ただ、ロジック・イン・メモリがまさに難しい例かなと思って、中でもちょっと相談したいなと思っていますけれども、最後、メモリメーカーとしてロジックチップを何点かつくるにせよ、メモリメーカーがそれを組み込んだメモリをつくる。そのメモリメーカーへの支援を想定しているかという、それは少し違ってくるのかなという関連もあって、そこをどうするかというのは、我々の中で議論が必要かなと思っています。

ロジックなので、半導体を中心にした、それを使ったメモリ混載のチップレットといったものは確実に入ってくると思っていますけれども、ロジック・イン・メモリとかのところは、どちらに含めるかはなかなか悩ましいところなのかなと思っています。

○奥家審議官　言葉の表現の仕方である程度対応できるのではないかと思います。例えば、主にロジックを念頭に置いた２ミリとかという言い方をすれば、ほかのものも当然。だから半導体の、いわゆるファンクションがロジックということだけではなくて、いろいろところで、２ナノ以下のものに使われ得ますよねということをおっしゃっていると思いますので、誤解されないように。

○森委員　読む人によってはかなり狭くとられてしまう。

募集は毎年あるとか、そういうものではないのですよね？

○清水室長　ないです。

○森委員　今後出てきたらまた募集とか、そういうのともちょっと違う気がするのです。

○清水室長　この告示で指定するジャンルについては、基本的には一回切りで、そこに集中して支援を投下するということですので。

○大橋委員長　そのところは丁寧に進めていただければということだと思いますが、今の点に被ってもいいのですけれども、ほかの論点を含めていかがでしょうか。家森委員、お願いします。

○家森委員　神戸大学の家森です。私は技術が分かりませんので、金融面の質問です。

まず、省令のところで、劣後債、劣後融資というのをわざわざ定義していますが、これは何か必要性があるのでしょうか。というのは、国会決議では黄金株とかとわざわざ出ているということは、種類株も定義しておかないといけないのではないかと思うからの質問です。

○清水室長　ありがとうございます。劣後歳債のところはこのような規定の形になっているのは、やや技術的なところであります。劣後債として、もともとほかのことが念頭に

置かれているわけではありませんので、このように記載していると。

御指摘いただいた種類株についての規定ですけれども、まさに今回の審査基準、評価基準でどのようなことを基準として設けるか次第なのかなと思っております。法律上は、特段のそういった規制があるわけではなくて、国会での議論でも、資料の冒頭でも御紹介させていただきましたけれども、ラピダスを念頭に置かれた次世代半導体事業者に対して、政府としてしっかりしたガバナンスが持てるようにするべきと言われているということで、その株の持ち方、種類については、法律上、あるいは政令や省令上の規定は技術的には全く必要ないので、むしろ基準の中でどのように規定するのかということが大事になってくるかなと思っています。

○家森委員 ありがとうございます。そうすると、ここに規定しなくても、種類株についてお金を使うことはできるということですね。それで、こういうことはそのままなのですね。

○清水室長 はい。

○家森委員 分かりました。

それから、2つ目です。事業者による定期報告の頻度というのも、3か月に1回ずつやりなさいと国会のほうにも書いているからというのもあると思うのですが、ここは頻度と書いているのですが、定期報告内容はもう決まっているのですか。

○清水室長 ありがとうございます。内容については決まっておりませんので、まさに基準のところなどで決めていく必要があるのかなと思います。頻度については、資料の10 ページにございますけれども、省令で定める必要がございますして、我々としては、四半期に一度、各期末から三月以内というのが規定すべき頻度かなと思っております。

○家森委員 そうすると、頻度は決めるけれども、内容はこれから決める。そういうもののなのですね。分かりました。

では、14 ページのほうに参ります。14 ページの2つ目のところについてです。事業面のところで、事業戦略とあるのですが、最小限、どの程度売るかという事業規模について書いてもらわないといけません。1 個だけつくりますでは、それも事業戦略とは思いますが、ある程度どういう形の売上げ見込みがあるか、生産見込みがあるかというものを含めた事業戦略がよいと思いました。

販路獲得の努力というのは、この顧客確保、見通しという形で書いてもらうということですよね。

それから、財務面の財務ガバナンスのところでは、財務情報というのは、B／S、P／L、キャッシュフローも現状についてももちろん書いてもらうにしても、今後どういう見通しかというのここに書いてもらうということによろしいですか。

見通しがあつて、株主設計とガバナンスとおっしゃっているのは、ここでいう株式設計のところに、これはどのようなことを公募のときに要求する……例えば、さっきの国会では、黄金株と書いているので、政府に種類株を割り当てる覚悟はありますかみたいなことを聞くのでしょうかというのはいかがでしょうか。

○清水室長 ありがとうございます。まず、事業戦略のところはおっしゃっていただいたとおりで、念頭に置いておりますのは、差別化戦略とか、そもそもターゲットの市場をどこに置いていて、どういうカスタマーを念頭に置いていて、それとどれくらい実際にコミュニケーションをしているのかというエビデンスとか、ライバル企業を念頭に置いて、どのような差別化戦略を考えていて、その裏づけとしてどういう技術とか、どういう営業戦略があるのかといった辺りを事業計画にできるだけ書いていただいて、それを審査することなのではないかと事務局として考えております。

その上で、財務指標のところも、おっしゃっていただいたとおり、これまでの実績以外に、今後の見通しというところを、これはそれぞれ財務三表を出していただいて、どのタイミングで、どれくらいの売上げや営業利益が想定されるのか、そのエビデンスは何か、市場の需要どれくらいと見込んでいて、それに対してどれくらいの製品をどれくらいの価格で売れると思っているのか、そのベンチマークは何かなどなどといったところを出していただくということだと思っております。

基準としては、それを見た上で、ちゃんとバッファがあるかどうか、ちゃんと成り立つ計画になっているかどうか、資金ショートになつたりしないかどうかというのももちろんそうですし、それ以外の自己資本比率が非常に低くなつたり、顧客や投資家の評価が非常に下がったり、資本金性が非常に評価されたりして、資金調達ができなくならないようにとか、そういったところ念頭に置くのかなと事務局としては考えておりますが、この辺りは先生方にぜひ御指摘をいろいろいただきたいところだと思っております。

○引頭委員 ありがとうございます。私は大きく2つ、事業面と事務ガバナンス面のことについてコメントさせていただこうと思います。事業面についてですが、先ほどご説明があった事業戦略についての書きぶりの中身で少し違和感があったのは、ファンドリーの会社と自分オリジナルの半導体をつくっている会社とで聞くこと、つまり集めるべき情報

が違うはずだと思うのです。

つまり、ファンドリーの会社の場合には、顧客への供給実績が一つもない企業が他の供給実績のある企業を差し置いて、ファーストサプライヤーにがなれるはずがないわけで、当初は例えば3番手とか4番手の供給者となりますが、だんだんと実績が積みあがってくると、ポジションが上がっていきます。

一般的には2社以上から購買する傾向にあることを考えますと、どういうポジショニングをイメージしているかというのを聞いておかないとならない。要するに自分だけで決められないということなのです。

もっと言ってしまうと、お客様との関係性ということで、よくエンゲージメントという言葉を使いますが、エンゲージメントとは単に営業さんが顧客先に行って、よろしくお願ひします言っているだけでは大きな意味はなく、技術的なエンゲージメント、技術的なサポートだとかレスポンスだとか、自分たちが持っているデザインプラットフォームとアラインしてくれるかだとか、いろいろなものがあるのですが、そういう奥深いことも考えているかどうかについて聞きたいのです。

当然ながら、つくれば売れるということは全くないわけなので、ファンドリーとして必要な顧客エンゲージメント、営業戦略等について深掘りした質問が必要だと強く思います。

それから、財務・ガバナンス面に関してなのですが、株式のことを少しお話しさせていただこうと思うのです。国が今回、現物出資も途中で行い、最初の段階での資金も提供すると考えた場合、どうしても株式の過半を持つ可能性が出てきてしまいます。ですが、民間が自由度を持って経営できるような形にしておくほうがいいということになると、やはり議決権は5割未満、これは国会においても、自由な経営ができるような、経営の機動性が必要という指摘が確かあったと思いますので、そのほうがよいのかなと思います。

しかしながら、あまりに低い持ち株比率となると、国民に対して出資に対するアカウンタビリティがなくなってしまう。私は50%に近いというイメージなのですが、やはり一定程度の議決権は持っていないと、ガバナンスが効かなくなるのではないかと思います。

前回もちょっと申し上げましたが、INPEXが黄金株というのを持っていて、それで附帯決議にも黄金株、両院とも言及されていました。これは上場前に必要というイメージではなく、上場後にちゃんと機能が発揮できるように、つまりマーケットに行った後は買収される可能性もあるわけなので、そこできちっと意思表示が行うためと理解して

います。黄金株については、上場直前に導入するというよりも、最初から導入したかたちで、それを投資家も理解したうえで、上場していくという流れのほうがいいのかなと思っています。

それから、ガバナンスについてなのですが、先ほど申し上げたように、議決権50%未満のほうが良いと申し上げましたが、最大の株主であることは間違いないと思うのです。上場の前の話ですけれども。そのときに、いろいろなことが起こり得ます。そう考えた場合、やはり国としてもちゃんとガバナンスを持っていなければいけないわけですが、国が持っているガバナンスは、先ほどありましたように3か月に1回の報告義務だけで、それだけではすごく弱いなと思っています。

社外取締役などをきちっと投入すべきではと思いますが、これは設備投資そのものに文句をつけたほうが良いとか、そういうことではなくて、事業そのものに、執行がやることについて一々言うということよりも、経営ガバナンスをしっかりと見て、健全な企業運営ができていくかというのを確認するという観点です。やはり社外取締役を入れるべきではないかと思います。

議決権行使をする際には、こういう意味では、我々はこの法律に則って支援しようとしているわけなので、対立するために議決権があるわけではないというのは事実だと思います。しかし、健全なガバナンスのもとに事業をしっかりと進めていただくことが肝要です。それを支援し、実現するために議決権を行使していくということだと思います。国民の財産を守るということを含めて、そういうことなのかなと思います。

さっきおっしゃった2ナノ未満の半導体のビジネス基盤を定着させるということがとても大事だと思うので、そういうことを第一に考えた議決権かなと思います。

少し気が早い話ですが、政府の株をいつ売却するのかについてです。巨額投資が必要な産業なので、当然政府のみで賄うことは難しく、民間と一緒に推進する流れになると思います。上場前に資金提供をしてくださった投資家はできるだけ早く売却したいと思うかもしれません。そうした際に、政府も一緒になって売却するとなると、当然ながら株式需給は緩和方向となり、株価にとっては厳しい環境になるかもしれません。また、早い段階で政府が株主でなくなるということは、支援の継続について不安視する向きも出るかもしれません。このように考えますと、政府は適切な段階まできちんと支援して、その後に出口戦略のタイミングが来るということなのだと思いますので、拙速に資金回収をしないというのも大変重要なことであると思います。

政府出資に対するリターンについて、リターンを確保するべしと附帯決議に書いてありました。それはそのとおりだと思いますが、一気にということではないと理解しております。政府は少し長めに株式を保有し、着実に回収を図っていく。具体的には、マーケットインパクトがあまり大きくない形で少しずつ長期にわたって市場で売却し資金を回収していくということなのかなと思います。

ただ、この構図が成立するには、事業が持続可能性のあるものになっていることが条件となりますので、事業面についてのモニタリングをかなりしっかりしないといけないのではないかと思います。

以上です。

○大橋委員長 ありがとうございます。特段大丈夫ですか。

○清水室長 引頭先生、ありがとうございます。おっしゃっていただいた点、どれも大変ごもっともだなと思っております。

政府にリターンを確保するという点、処分のタイミングもそうですし、その株上、リターンを確保するというのと、民間から資金調達を促進するという観点、トレードオフもある中で、なかなか難しいバランスだなという点がありますし、ガバナンスの点もまさにおっしゃっていただいたように、逐一、口を出すということでないということを確保しつつ、でも、方向性についてはしっかり担保しないといけない、いざというときはきちんとガバナンスができるような議決権を持っておかないといけないというところ、黄金株を持って管理しないといけないというところもごもっともだと思っております、その難しいバランスをどのようにするか、ぜひ御指摘を踏まえて我々も考えたいと思います。

○野原局長 ありがとうございます。御指摘がごもっともな点が多いのですが、引頭先生に1つ教えていただきたいのは、社外取のところなのですけれども、これは1つの論点だと思っていまして、政府はこれだけ出すので、社外取を出すべきだという議論は、政府の中でも議論としてあると思うのです。一方、民間からも出資を求めている中で、政府も社外取を言うのだったら、俺たちも入れさせろということになりかねないのではと思うのですが、それはそれでガバナンスや社の重要事項に関する意思決定上の影響も少なからず出てくるのではないかと。政府だけ社外取を出して民間には出さなというのも、どこで線を引くのかなというのがあって、その辺はどのように考えたらいいのでしょうか。

○引頭委員 ありがとうございます。それには簡単な方法がありまして、定款で取締役の数を規定するのです。一般論として、取締役があまり多くても機能発揮できないと言わ

れております。基本的には業務執行を行うための経営会議等の運営は、執行が行いそのガバナンスおよび事業執行の状況を取締役会がモニタリングするという形になりますので、取締役会の人数はそれほど多くなくても良いと思います。

先ほど申し上げたように、いずれにしても政府が最大の株主となりますので、最大株主が何名の社外取締役を出すかによって、他の株主からの投入人数も調整できるのではと思います。出資比率によって投入される社外取締役の人数が決まるという考え方になると思います。

ただ、経産省も含めてガバナンスについてこれだけ厳しく民間に発信している中で、今回の事案のようなものは例外として扱う、ということが妥当かどうかについて、真剣に考える必要があると思います。繰り返しになりますが、取締役会はモニタリングに徹するということだと思います。取締役会から経営会議等への権限委譲については会社の中で決められることが多いと思いますので、その辺の設計を事業者にさせていただくということかなと思いました。

以上です。

○森委員　今まさに引頭先生がおっしゃったように、3か月に1回報告を受けているだけですと、中のことはよく分からないというのはありますので、社外取締役を入れるというのは1つの方法かなと思います。今おっしゃったように、出資比率で人数を入れるのが普通ではないかと思います。

ちょっと話題が変わりますが、財務のところで、金指さんとも何回かお話しさせていただいていますが、国会議論でも、これまで及び今後の投資、融資などが現実的な期間で回収できること、というのが書いてあります。これ、要するに、先ほど、バランスシートとかキャッシュフローがありましたけれども、投資回収計画はどうなっているかというところで、それは項目として応募者にちゃんと出してもらったほうがいいかと思います。ただ、基準は、例えば5年以内に回収しなければいけないとか、10年でいいとか、それは計画を見てみないと何とも、募集時点でそういう基準を設けてしまうのは難しい、というのは理解できますが少なくとも突っ込んだお金がちゃんと回収できるのですか？というところ。

ただ、突っ込み方によって回収できるお金とできないお金があるのではないかと考えていて、今、引頭先生が言われたように、上場のときに回収しようとしても、時価総額がどうかは見通せないわけですし、あと、設備は現物出資で入れたとして、減価償却も時間とともに進んでしまいますし、研究開発で今まで9,200億でしたか。この3年で入れ

ていますけれども、それは企業価値、株式価値にそのまま反映されるお金ではないと思います。別に無形固定資産で研究成果が資産化されるわけでもないですので、私もその辺はファイナンスのプロではないので、確かなことはわかりませんが、今まで突っ込んだお金と、これから突っ込むお金がどういう形で政府に戻ってくるということを想定されている。その出資の形態と回収方法ですね。いろいろな研究開発資金を入れているとか、設備を買って、この後現物出資するとか、いろいろな形の支援をしている中で、多分回収できるお金とできないお金があるのではないかと。

では、できる部分はラピダスの利益に伴って、ある年限で回収していける、あるいはIPOのときに回収できるというのはあると思うのですが、研究開発の支援でどんどん入れているお金は回収できるのか。入れた分、企業価値がかっちりつけばいいですが、そういう財務的な保証は何もないのではないかと思います。なので、今回、政府が入れるお金のどの部分まで回収できればよいという考えでやるのかというところが、よく分からないというのがあります。

先日、金指さんとお話をしていて、今まで突っ込んでいる9,200億も、この部分とこの部分は多分回収できるとおっしゃっていましたが、その辺、見える化していただけないかなと思います。その上で応募者から、今こういうNPVの投資回収計画があって、この部分は確実に、計画どおりいけば、例えば5年で回収できますとか、10年なのか分かりませんが、あるいはある時点のIPOで回収するしかありませんとか、いろいろあると思うのです。その辺が見えるようにできないかなと思うのです。

突っ込むお金が桁外れに大きいので、その辺が見えるようにしていただかないと、議論として、その時々キャッシュフローで、会社が自走できる状態というのと、突っ込んだお金が回収できるというのは違う話だと思うので、まずは自走できるようにするのが大事なのですが、自走できたはいいけれども、4兆円、5兆円突っ込んだが、いつまでたっても回収できないで終わってしまうのは良しとするのかということ。

それでもいいという考えもあります。日本では本来できなかった技術を、国が2兆円なりを投入してやれるようにしましたと。その後の分は頑張るのだけれども、回収できないお金が発生しても、そこはしょうがないと思う、という考えもあると思うのですが、その国の考え方がどうなのかなというのを確認して、出てきた事業計画の妥当性を我々で審議しないと、これでいいか悪いかというのは、定量的によく分からないのかなと思うのです。

○奥家審議官　一般論で言えば、国が資産として持つことになるのは出資した部分なのです。したがって、国からの出資というものについては、回収は当然求めていくことになるというのは基本原則です。補助金は、基本的に回収ためのものではないですから。したがって、その区分は比較的シンプルです。

その上で、補助金を出して大きくなってくれた部分がこういった形でリターンとして返ってくるといいかなというのは、また別の議論としてあるとは思いますが、それが出資した分の株が上がってきてくれて、将来的に大きく返ってきてくれるということまでどこまで求めるのかというのは、これから考えていくということになっていくと思います。

政府の観点でいくと、そのほかに税收効果とか地域経済の効果というところも当然見ていくことになる。したがって、その辺はクリアにいけるというのはなかなか難しいかもしれません。

○清水室長　森委員におっしゃっていただいた、そういう意味で、政府が支援したものがどのように回収できるのか。それが分かるような計画というか、財務諸表の計画上でそれが分かるようにするべきというのは、まさにおっしゃるとおりなのかなと思います。それはちょっと検討させていただきたいと思います。

その上で、審査基準、評価基準で入れるべきなのは、それを例えばどれくらいのタイミングで、どれくらい回収できるようにするべきかというのは非常に難しいですけれども、そういったところの考え方を何らかの基準で示すべきという御意見でもあるかなと思いました。そこもぜひ御議論をいただければと思いますし、我々事務局としても検討したいと思います。

おっしゃっていただいたように、回収できるお金と回収できないお金がございまして、まさに奥家から申し上げたとおりで、補助金や委託費のところについては、直接回収するというよりも、それによって国内の技術が確立される、人材が育成される、事業者が育つ、経済が成長するといったところで、あるいは税收を通じて回収するということになってまいりますけれども、出資した部分については、現物出資も、現金出資もそれを回収していくということでございますし、そういう意味では、事務局のイメージとしては、まさに引頭先生におっしゃっていただいたように、IPO直後に売ることではないにせよ、中長期にわたって、出資で対価として得た株をじっくり売っていくということで、例えばですけれども、投じた以上のお金を回収したりとか、そういったことをできればと考えております。

ありがとうございます。

○野原局長　　少し補足しますと、研究開発委託費のところは、結局設備や建物で最後は現物出資で株に変わる部分と、そうではなくて、研究開発活動で人件費とか研究開発で使った分で消えていくお金と2種類あり得ますので、消えていく分というのは、結局、株価が上がったら、将来取り返せるかもしれないし、取り返せないかもしれないということなのです。

政府が持っている株の設定が一体どれぐらいで、どれぐらいのリターンを取れるぐらいの設計でやるかということを設計しなければいけないので、そのときの案によって非常に大きく変わってきますし、最終的にIPOをして、民間からも資金を引かなければいけないので、そういうことがとれるような構造であり、かつ、中長期的にはIPO後にすぐに政府保有株を売るというわけではありませんが、中長期的には政府の投資分を回収できるような設計でデザインしなければいけないので、株の設計のところでは先生方の御意見を踏まえながら、よく設計していく必要がありますし、その選定をするときに全体の資金計画を整理しますので、そのときにはある程度まで明らかになるのではと思います。

○大橋委員長　投資の回収計画というのは、そもそも選定するときに出しておけばいいという話でもなくて、ローリングしていく話であるので、そういう意味でいうと、定期報告ほどの頻度は必要ないと思いますけれども、見続けることにはなるということなのかなと思います。

では、滝澤委員、お願いします。

○滝澤委員　　ありがとうございます。省令の劣後債のところは、第47条第1項第13、14号というのは、IPAによるリスクマネー供給の法的基盤を与える重要な条文であるように思うのですが、万が一の際の損失の負担リスクというのは国が負う構造だと思いますので、そのような場合の損失処理と説明責任の確保というのは問われるように思います。そういった意味で、公募につきましても、失敗時のリスク管理といいますか、そうしたものの制度設計も求められるように思いました。

それから、今し方、皆様、ディスカッションされていましたが、公的支援に対する知見の還元とか波及のインパクトというのを非常に抽象的に申し上げていますが、そうしたものを計画内に記載とか、評価項目に加えてもよいのかなと思います。

波及という意味では、海外ではなくて、国内の企業への波及がどの程度なのかとか、そういったものにも注意を払う必要があると思いますし、あと気になりましたのは、評価基

準に並列で並べられていますけれども、何か重みづけがあるのかどうかという点、そこは質問ですが、以上、思いついたことを申し上げました。

○清水室長 滝澤先生、ありがとうございます。評価基準のところは、重みづけというのは、審査基準との比較でございまして、資料の 13 ページを御覧いただければと思います。端的に申し上げますと、審査基準は選定を受けるために必ず満たさなければいけない基準であって、評価基準は2項のところに書いていますけれども、審査基準を満たす事業者が複数いるときに、優劣を決めるための基準となっております。

あと、いただいた点、ありがとうございます。まさに地域経済の活性化のところは、この半導体の財源フレーム自体がその効果について最大限の設備投資を喚起する、促進することを求められていたりしておりますので、そういったところも、この制度の事業者に対して求めていくというのが1つあると思いますので、それも御指摘を踏まえて検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○大橋委員長 どうぞ。

○引頭委員 今のお話ではなくて、今日のお話の基準のことはよく分かったのですが、今後のプロセスのイメージ、今伺っているプロセスではないところを伺いたいです。

何を言っているかという点、仮に公募して事業者が決まり、実際にお金を入れるときに、例えば今日議論しましたガバナンスであるとか事業面などについて、最後に確認するプロセスになっているのか、という点です。一旦公募に受かった事業者に対して、例えば課題が見つかった際に、委員会としては何もできないのかどうかについてそのイメージを教えてください。

○清水室長 ありがとうございます。今、事務方でイメージしておりますのが、まず計画の選定のときに、まさに皆様の御意見を伺って選定をしていくということと、選定された計画に基づいて、政府、IPAが支援を行うというのは、理論的には別々に評価、審査されるべきものだと思います。ただ、例えば現時点で申し上げますと、恐らく念頭に置いている事業者の資金需要などがあると、今年選定するときに、その選定直後に必要になってくるような支援については、その2つを一緒に議論することになるのではないかなとイメージしております。

その上で、では来年以降、再来年以降の支援について、認定計画に基づいた支援を事業者に要請されるときにどうするかというところについては、行政部では、それについて国

の予算を組んで、国会に諮ってというプロセスがございすけれども、それを実際にその事業者に入投するかどうかについては、その事前のタイミングで、まさに先ほど申し上げた2つの審査のうちの後者のほう、そこに計画どおりちゃんと事業がうまくいって、このタイミングでこの資金をこの形で支援すべきなのかどうかという審査をする必要があるのだとイメージしております。

その時点で最新の計画の進捗状況を踏まえて、例えばこの出資をするべきか否かというのを政府で検討して、皆様の御意見を伺って、よしとなるのであればするというようなイメージなのかと思っています。

○引頭委員　今伺いたかったのは、もちろん国のプロセスとしてそういうのは当然のことです。私たちは細かいところを見る委員会として、最後に、資金投入をする際に、今回の公募でこういうところを満たしてほしいなと思っていただけたけれども、出てきた計画が少し不十分だったり、国としての政策を実現するために、もう少しここは深掘りしてほしいというリクエストだったり、先ほど私が申し上げた、仮に社外取を入れるとしたら、定款を変更しなければならなくなってしまうので、例えばそういうことであるとか、必要に応じてですが、事業者に対して要請等を行うタイミングは残されているのですかという質問です。

○清水室長　恐れ入ります。ありがとうございます。それは確保できるようにしたいと考えております。公募が行われて、公募を締め切った後に計画を提出した各事業者とそのようなセッションを設けて、皆様からの意見としてこうあるべきだ、こういう修正があるべきだとか、こういう点を留意すべきだというようなものを出していただいて、それを反映してもらうというプロセスを何らか設けられないかというように我々の中で議論しています。

○引頭委員　ありがとうございます。

○奥家審議官　私たちも説明責任を果たさないといけない、多分そこに尽きるので、皆さんからちょっと懸念ありとか、そういうことは当然のことながら記録として残るので、私たちはそれに対してちょっとソリューションを見せないと、逆に国会とかでもまた今度問われるので、そこはしっかりやっていく世界だと思うのです。

○大橋委員長　どうぞ。

○家森委員　さっきの続きなのですが、大見出しは財務・ガバナンス面と書いてあって、こっち側では株式設計となっています。ガバナンスという言葉がこっちにもあったほうが

自然ではないかと思いました。例えば、今論点になっている社外取締役は、別に株式制度とは直接は関係していないので、別に分けて議論してもらったほうがよいのではないかと思います。

それから、先ほど黄金株のことを申し上げましたが、国会決議ではもう一つ、個人株主のことも議論されていて、そういうものについてどのように取り扱うべきなのかということです。非公開会社なので、例えば今、株式の譲渡制限はどうされているのかちょっと分からないのですが今の株主は一応このとおりでいいと言っているけれども、国が資金を入れた後、個人株主が別の人に売って、それが意見の大きく異なる人であったりすると、経営がしにくくなると思います。その辺りについても、こういうところで何か規定しておくのかどうか御検討いただければと思います。

もう一つが、計画でいいとは思いますが、この資金調達、特に民間からの資金調達計画というのをどの程度の確度のあるものとして要求するのかという点です。メガバンクから1,000億円借りることを希望していますというような内容でいいのか、確証できるようなレターをもらっていないといけないとするのか。それによってはハードルが全然違うので、真面目な申請者が、そんなの無理だと思って申請を諦めてしまうかも知れません。どのぐらいのものまでかというのも考えておく必要がある——もうあるのかもしれませんが、というように思いました。

以上です。

○清水室長　御指摘ありがとうございます。個人株主の方の、まさに株式の譲渡制限というのは、確かに転々流通して、それこそ反社の方に流れるとかということも含めてあり得る話だと思っております。御指摘を踏まえて事務局でも検討させていただきたいと思っています。

例えば、どこまで基準で示すのかというのもなかなか難しいのかなと思ひまして、しっかりとガバナンスが確保できるような設計になっているとか、譲渡制限とかも含めて検討されているとか、確定的に書くといろいろなやり方があると思いますので、そこはぜひ御知見を賜りながら検討させていただければと思います。

資金調達の角度について、事務局のイメージは、例えば融資が必要と事業計画になっているときに、その融資が得られる見込みなのかどうかというのは、机上の空論ではなくて、ある程度のエビデンスが求められるものだと思っております。

それについて、例えば金融機関の何らかのコミットメントが分かるような文章、バイン

ディングのものは無理かもしれませんが、何らかの意向表明とかというのがあったらよいのかなと思いますけれども、これはどれくらい期間の計画かによっても、そういったものを獲得する難易度がかなり変わってくると思いますので、それがないと絶対にいけないというようにするのが正しいのかどうかというところは、バランスがちょっと難しいのかなと思っていますし、そこはまさに御知見を賜りながら、そちらも検討させていただけるとありがたいなと考えております。ありがとうございます。

○森委員 さっきのお話の蒸し返しになってしまいますが、補助金は回収できなくても仕方がないということで、それはそれでよいとして、出資した分は必ず回収する考え方で進めますということだとした場合、半導体事業なので、出資金の大半の使われ方が設備投資になりますよね。設備は投資した金額が何年もその価値で残っているわけではなくて、5年定額でやるにしても、5年定率でやるにしても、5年後ぐらいにはブックバリューはなくなってしまうわけです。そのときに、株式価値が5年後に、投資した資産価値に相当する分あるかということ、バランスシート上の資産価値も棄損してしまうため、ないわけです。そのときに、どうやって回収する考え方なのかというのが先ほどの質問になります。

○奥家審議官 それは株の価格の問題になってくる。

○森委員 なりますよね。通常、減損されていってしまうので、設備の価値が落ちていきますよね。

○奥家審議官 いや、株はそこの資産をバックにしたものについての価格ではないので。企業体の価値なので。

○森委員 そうですけれども、それをIPOするときは、投資家の皆さんもバランスシート等を見て、どれぐらいの株価が妥当なのですかを検討されますよね。

○奥家審議官 いわゆる、期待収益とかも含めてですね。だから、そういうことで、事業体として見ないといけない。

○森委員 そのときに事業がすごくうまくいって、過去に設備投資し償却されてしまった分をはるかに上回る時価総額が市場でつけばいいですけれども、それは何ら保証されているものではないですよ？

時間とともに失われていく価値というのはあるわけで、半導体事業もそれが非常に大きいわけです。そのときに、政府の出資した分のお金をきちんと担保するやり方の工夫を考えなくて良いのかということです。例えば、各年度でちゃんと配当してもらうとか。

○奥家審議官 そういうものは考えられると思います。

○森委員　　そういう投資回収設計をしないと、時間というファクターがありますから、どんどん現在価値が割り引かれて価値が下がっていつてしまう中で、先々ＩＰＯしますと言っている、先々の２兆円は今の２兆円ではないですから、半導体事業はその辺の影響が非常に大きいので、よく考えておかないといけないのではないかと思います。

○奥家審議官　それは、滝澤先生がさっきおっしゃっていた、要するにリスクマネジメントの問題にやや近い話になってきてしまうので。とにかく、事業体として軌道に乗せない、２ナノ以下の供給すら止まることになってしまうので、まずそれを実現しないことには、この政策を……

○森委員　　優先度の問題はそうなのですけども、とにかく２ナノの供給ができるようにすれば、このプロジェクトはいいのかというと、それではいけないのではないかと。

○奥家審議官　供給していくということは、イコール、逆に言うと、株価がついていくということでも、事業がうまくいくということですから。だから、それを目指していくということをまず第一にする。

○森委員　　株価又は時価総額がいくらつくかは分からないわけです。市場でＩＰＯをするわけですから。そこに大きなリスクがあって、さっき言ったように、今使ったお金、今の１０円は１０年後の１０円ではないので、投下したお金の回収をどう担保するのか。政府の投資分は回収したいと言うのであれば、それをどうやって担保するのだというのをもう少しちょっと細かく設計しないと、非常にリスクが大きく見えるということです。

○奥家審議官　回収する見込み、可能性はあると思います。

○森委員　　どういう理屈で可能性を担保されるのかですが

○奥家審議官　可能性は投資計画みたいなものをいただいて見ることになりますから。ただ、担保するというのを絶対条件みたいにして言われてしまうと、ちょっとそこは……

○森委員　　もちろん保証はできないわけですけども、計画上、例えば設備はこのように減損していくけれども、それを上回る利益が出る計画で、企業価値がこのようなと見込めるとか、そういうものがないと、投資した分がただ回収できるでしょう、ということだけではいけないのではないのでしょうか。

○清水室長　　森先生、ありがとうございます。そこはまさに株の設計と、株だけでなく、出資以外の債務保証という形での政府支援の設計、全体像でどのように政府のリスクも下げて、リターンを得られる確実性を上げるというのは、大前提としてモニタリングをしっかりと、事業計画をしっかりとウオッチする。適切なときに適切な介入をするという

ことはありますけれども、その株の設計とか支援の設計のところでも工夫のしどころがある部分だと思いますので、そこはぜひ我々も事務局案を検討したいと思っております。

ただ、恐らくリスクは相当程度残ってしまうものなのかなと思ひまして、モニタリングとかでしっかりやっていくということが重要になってくるのではないかとと思っております。というのは、政府が確実にリスクなくリターンが得られるような構造にすればするほど、その分、民間出資者の方々のリターンを圧迫して、民間からの出資が得られなくなってしまっていて、そうすると、足りない分のお金を結局政府が多く出資しなくてはならないということになって、逆に政府のリスクが全体として上がってしまわないとか、いろいろな論点があると思ひて、そこはうまくバランスをぜひ議論させていただければと思います。ありがとうございます。

○引頭委員　今の点について、森先生がおっしゃったように、確かに減価償却を定額で実施しますと、最後はゼロになるのはその通りです。一方でビジネスとして着目しますと利益を生み出すのは、稼働率と歩留まりなのです。つまり、減価償却が終わった設備で稼働率が仮に 100%だと、償却費というコストはかからないわけなので、大きな利益が出てくるのです。

釈迦に説法かもしれないですが、歩留まりについてですが、これが低いと大変なことになります。例えば、歩留まり 2 割とすれば 8 割はゴミになることを意味します。2 割のところは償却費負担が全部かかってきますから、コストも高いし、赤字になりますが、歩留まりがもし高ければ、それが防げるということになります。私たちモニタリングの者としては、設備稼働率、歩留まり、そして価格、この辺りをきちんと見ていくことだと思います。

さらに、今回の 2 ナノですけれども、もし選定事業者がラピダスということであれば、経営の持続性ということを考えた場合には、次の投資も必要かもしれません。そう考えますと、一世代前の設備も、大事に使って、高稼働を維持しながら、次の最先端への投資を実行していくということで、うまくキャッシュフローが回るようなイメージになるのではないのでしょうか。ただ、そんなお客様がいるか、技術的に歩留まりが高いのかというのが私は大変心配です。世界的には現時点では、2 ナノ以下の歩留まりがとても低くて、各社がいろいろ苦労している模様ですので、選定事業者が頭を抜けることができるかどうかというのが、上場後の株式価値に大きく関わるかなと思います。

ただ、この点について歩留まりを公表するというのは、競争戦略上、例えば稼働率もそ

うですけれども、敵に日本の秘密を言うてしまうことになりかねません。ですので、公表等については、かなり慎重に考えていかないといけないのかなと思います。

それと、1点質問なのですが先ほども、先ほど私、議決権 50%未満がいいと。それは国会の附帯決議でもそのように書いてあったし、私もそう思ったので、そう申し上げたのですが、仮に先ほどの借入れの蓋然性だとか、民間出資の蓋然性というのが高まらず、所要資金の5割が集まらなかった場合、要するに、政府出資が5割を超えるような計画しか出てこなかった場合、どのようにされますかというのが質問です。

以上です。

○清水室長 ありがとうございます。その点も非常に悩ましいところだなと思っております。

基本的には、さっきまさに引頭委員におっしゃっていただいたように、そうならないような計画にできないかというのを、公募締切り後のプロセスで、まずは追求するというのが1つのやり方なのかなと思いますが、それがどうしても難しいという場合に、そのガバナンスという観点からの議論ですと、価格ベースで50%を超えたとしても、保有する議決権はその半分という設定をする、そういう種類株にするというやり方はあると思います。

そういったやり方を通じて、政府が50%以上の非常に大きな影響力を持つ事業者だと見なされることのマイナス面、レピュテーションリスクとか、顧客や出資が集まらなくなってしまうようなリスクへの対応とか、経営の迅速性が失なわれてしまうことのリスクへの対応というのを、バランスを見極めるということかなのかなと。バランス、バランスとばかり申し上げていて大変恐縮なのですが、そういったところをまさに念頭に置きながら、御議論を皆様にもいただいて、選定プロセスを進めてさせていただくということになるのかなとイメージしております。

○引頭委員 様々な課題がありますが、議決権比率 50%未満については、最初の計画時ではなくて、その先の将来時点为目标設定するというやり方だってあると思うのです。何を心配しているかという、今おっしゃった無議決権株は、普通は優先株ということになります。そちらには一般的には配当があることになります。ですが、まだまだ資金が必要な段階で配当を支払うことになってしまうと、本末転倒になってしまうのではと思った次第です。

○奥家審議官 次の年に回す。

○引頭委員 そういうことです。昔、シリコンバレーで活躍していた会社は、何十年も

の間全く配当をせず、キャッシュは成長投資に投入していました。成長が緩やかになって初めて配当を始めたと聞いております。キャッシュフローのアロケーションについては、まずは事業の確立に向けるべきだと思いますので、株式等の設計においてはこうした点にも十分な配慮が必要ではないかと思いました。 以上です。

○清水室長 引頭先生、ありがとうございます。今の点はおっしゃるとおりだと思います。

そういう意味では、一時的に政府が過半数を超えてしまうようなときがあっても、無議決権にするとかということ以外に、例えば次の年以降の民間出資を狙うというような選択もあるのかもしれませんが。それはどれくらい蓋然性が高いのかということのも、しっかり事業計画を見ないといけないと思います。

○奥家審議官 まさに引頭先生がおっしゃっていただいたとおり、計画をきちっと見て、先を見てターゲットで、これに向かってこうなっていって、だからこのタイミングは、今はこうだけど、このタイミングで引っ張ってこられるとか、そういうのを計画で、ちょっとロングめで見えていただいて、御評価をいただいていくというのが大切になっていくのだと思うのです。

ポイントになってくるのは、当然売れる価格とか、あとは私たちも歩留まりが相当気にはなりますので、どういう計画になっていくのか。ただ、おっしゃるとおり、歩留まりは絶対外には言えないですから。どの会社さんも、ちゃんとした歩留まりは言わないですから。

○引頭委員 歩留まり実数については聞いたことないですね。

○清水室長 ありがとうございます。そういう意味では、今私が申し上げた資金調達のところについて、国会の附帯決議もあるのですけれども、政府が民間以上に出資をするべきでない議論とか、そういった民間金融機関から融資をどんどん受けることを優先させるべきではないか、そうすれば政府が出資しなくていいのだというような議論がございまして、これについて事務方として、場合によっては、政府が民間よりも先に出資をしなければいけないタイミングがあるのではないかとか、融資についても、融資できないタイミングもあったりして。あと、自己資本比率がある程度バッファがあるって持っていないといけないのではないかとか、問題意識もあるのですけれども、もしその辺りについて、委員の先生方の御意見があったら、ぜひお伺いさせていただけると大変ありがたいなと思っております。いかがでしょうか。

○大橋委員長　　どうぞ。

○家森委員　　資金が半分になるかどうかについてということは、できれば民間主導でやるにこしたことはないのですけれども、今回の事業が難しいということでやっているの、ただ、呼び水になるように、政府がこれを出していることでついてきてもらえるような努力は引き続きやっていただくことが大原則というのは、国会のおっしゃっているとおりのことだと思います。

○引頭委員　　政府の言うことはよく分かります。一国民としてそのとおりだと思うのですが、一方で今御指摘があったように、大変困難な事業です。もし民間からのお金が簡単に集まるのであれば、こうした苦労もないわけで、難しいけれども、日本で次世代半導体産業をきちっと根づかせたいということを考えた場合、大事なのは、先ほど森先生もおっしゃっていましたが、歩留まりが想定よりもちゃんと上がってきているよとか、ビジネスに夢があり、華がある。そうでないとお金は寄ってきてくれないと思うのです。

そうなってくると、最初の段階では国が資金を提供せざるを得ないのだと思うのです。しかしながら、それに甘えて歩留まりも全く上がらない、当初考えていたビジネス状況と全く違うことになる、といった場合には一時停止して、ストップする勇気も世の中にはやはり必要だと思います。そこでもう一回事業者を考え直してもらって、そういうストップポイントのようなものが必要ということです。半導体事業はずるずる凸凹けてしまうととても怖い産業で、雪だるま式に赤字になってどうしようもなくなることがあります。止めるトリガーもないと大変なことになってしまうので、中止というか停止といった選択肢についても視野にいれておくべきではないかと私は思いました。

以上です。

○大橋委員長　　今日最初に、2ナノ以下のロジック半導体の説明のところ、議論がおこった1つの理由は、2ナノ以下細のところに夢がある語り方がそもそもなかったというのがあって、なぜここにフォーカスするのかというところの前段の何か大きな国家ビジョンみたいなものがある中において、この事業の重要性がうたわれるべきというところの絵は必要だということだと思います。

あと、国内、国外含めてしっかり出資者を探す努力は、事業者出ししていただくということは全体条件としてあるということかなと思います。

○森委員　　民間出資で、金融機関から出資、あと企業さんからの出資2つあると思うのですけれども、金融機関からの出資は、回収計画がちゃんと示せないとなかなか出資しないと

思うので、そこは具体的なものを出してもらう必要があって、そこが初めの一步なのかなと思います。

事業者さんの方ですが、今、大橋先生が言われたように、日本で次世代半導体事業者が立ち上がることによって、日本のほかの企業さん、事業者さんにどういうメリットがあって、今、お客さんがほぼ海外の候補の方ばかりかと思うのですけれども、国内のデータセンターなりロボットなり車でもいいのですが、いろいろな産業に売り先もだんだん広がっていったって、将来、日本の半導体産業をもう一回支えられるようになる。これが理想なわけで、経済産業省さんもそれを目指しておられると。

その絵姿を具体的に示して、国内の出資者の金額、数ともに今足りないと思うので、事業者の皆さんは、お付き合い程度に出している方がほとんどだと思いますが、そこをどう広げていけるかだと思うのです。このビジョンをつくることによって、選定を受けた次世代半導体事業者が何を指すのかというところをさらに具体的に示せばよいと思います。

ただ、お客さんの情報がいろいろ絡んでくるので、具体的な議論するのはちょっと制約があります、というお話が前回あったかと思うので、その辺の工夫はをよく考えていただく必要があると思いますが、先ほどの事業戦略のところ、国内の産業への貢献みたいなものはあったほうがいいのかと思います。

○清水室長 森委員からおっしゃっていただいたこと、ありがとうございます。事業戦略について、まさに国内企業への貢献についてもしっかり書いていただくということだと思いますし、絵姿の示し方、先ほどの告示のところの御指摘も併せて事務局内で検討させていただきます。ありがとうございます。

○大橋委員長 今日、審査基準と評価基準というのは、もう一回議論する機会があるとは思いますが、もし今日、主に今ある項目について深掘りする議論をいただきましたけれども、もしこれ以外の項目もどうぞ。

○黒部委員 株とかよく分からないので、研究開発に関係した話なのですが、出されたご意見以外のところで言うと、私自身は知財が気になっています。もともとこれ、2ナノでいきなり入ってくるという話なわけで、以前からずっと技術的な蓄積があって、これだけ特許を持っていますというところからスタートとしているわけではないですね。通常は、たとえば半導体の場合だったら、クロスライセンスの話になって、今、うちはこれだけの特許を持っているけれども、おまえのところはこれなので、お互いに訴えないようにしようねとか、うちはこれだけの研究開発を将来やるので、将来5年間ぐらいの特許

については、お互いただで使い合うようにしようねとか、特許力のバランスを考えると、うちはこれだけお金を出すから、手を打ってくれみたいな話になると思うのです。

でも特許を持っていないなら、それができないですね。つまり、知財戦略をどうするのかというのがちょっと気になっています。ライセンス許諾では一時金のほかに売上げから実施料を持っていかれてしまうので、交渉をどうするか分からないのですけれども、経営上物すごく問題だと思うのです。そこら辺の戦略はどうかというのが、項目としては気になりました。

○清水室長 黒部先生、ありがとうございます。そこは計画の中でしっかり確認しないといけないところだと思っております。

○黒部委員 あと、気になっているのが、パテントトロールっていますよね。相手は事業会社ではないので、交渉が非常にやりづらいと思うのです。だから、それをどうやって押さえ込むのかなと。私自身は、世の中でどのくらいそういうのがあるのかとかよく分かっていないので気掛かりです。

もちろん2ナノの一番微細なところの特許というのは、連携機関などから持ってくると思うのですけれども、実際にチップをつくらうとすると、周辺部分で他愛もないような特許がたくさんあると思うので、引っかかる可能性があるように思えます。

そういうところがないかというのは、多分調査されていると思うのですけれども、そこら辺の戦略をどうするかというのは、事業を継続的にやっていく上でもすごく大事なかなと思うので、確認したいなと思います。

○清水室長 ありがとうございます。そこはいろいろ確認します。

○大橋委員長 ほか、いかがでしょうか。財満先生もおおむね出尽くした感じで。

○財満委員 結構です。

○大橋委員長 事務局から特段ございますか。

○清水室長 はい、大丈夫です。

○大橋委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局におかれては、本日、非常に多様な御意見をいただきましたので、ぜひ検討を深掘りしていただいて、次回以降に続けていただければと思います。

それでは、特段よろしければ、最後に経済産業省の野原局長からコメントをいただければと思います。よろしくお願いします。

○野原局長 ありがとうございます。様々な視点から貴重な御指摘をいただきました。

いただいた宿題を事務局でよく精査をいたしまして、次の1か月後の小委員会に向けて準備を進めたいと思います。ありがとうございます。

政策の必要性のところは、テクニカルに政省令、告示の説明から入ってしまったので、今日は入り口のところの説明があまりできなかったかもしれませんが、そもそも論からいいますと、日本にとってAIのエコシステムを自国の中できちっと安定調達できる仕組みをつくるというのは非常に重要な課題でございまして、半導体のレイヤーでいきますと、2ナノの最先端のところを日本としても供給できる拠点をもちたいということで、このプロジェクトをやっているということでございます。

世界的にも、この部分はTSMCほぼ一強でございまして、台湾島からの全世界に対する供給にほぼほぼ全世界が依存しているという構造にありますので、そのオルタナティブにもなるというプロジェクトでございます。

大変様々な課題がありますので、一つ一つ課題を解決して、成功に向かって進んでいかなければいけませんので、いろいろ御指摘があったことについても、一つ一つ確認をしながらクリアしていかなければいけないと思っております。

出資のところは、実際国会での議論は、現金出資のところを政府で、当初予算で1,000億円計上していたものですから、そこが議論の焦点になりまして、民間が1,000億円出すのだったら、1,000と1,000で、一対一でないといけない、それ以上政府の出資分の方が多いのはどうかという議論をされている野党の先生がいらっしゃいましたけれども、既に研究開発委託費で形成している千歳の建屋と導入した製造装置がありまして、仮にこれを現物出資するとした場合、その分がどかっと乗ってきますので、それを足すと、政府出資額のほうが全然多いということになると思うのです。

そういう意味で、今後、追加でまた増資の予算を要求したりすると、その分は民間はどうするのだという話になる。そのときにまた国会で議論しなければいけないのですが、見通しとしては、多分そういうことになるのかなと考えております。

様々な御指摘の点を整理いたしまして、次回に向かって準備していきたいと思います。引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

○大橋委員長　ありがとうございます。次回は7月4日に第4回の委員会開催ということでありまして、この法律の施行運用に向けた具体的な制度設計の詳細について議論することです。それでは、本日は閉会といたします。大変活発な意見交換をさせていただきまして、ありがとうございました。

——了——